

〈資料〉

二〇〇七年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、島根大学人文社会科学部法政専攻法政コースの教員並びに院生、法務研究科教員を中心的構成員とし、年五～六回のペースで開催されている。二〇〇七年度の活動状況は以下のとおりである。なお、報告要旨は、各報告者が研究会案内掲載用に作成したものを基に、当日の報告を踏まえて、事務局の責任において改編を加えたものである。(法政研究会事務局・植松健一)

第一回

四月二五日

足立友子(法経学科・刑事法)

「詐欺罪における欺罔行為について―詐欺罪の保護法益と欺罔概念の再構成―」

【報告要旨】近時指摘されている、詐欺罪判例の欺罔・損害概念の拡張傾向の可否は、詐欺罪の成立範囲を画する明確な基準を見出すことで判断されるべきである。そこで、詐欺罪独自の本質的要素である「欺罔」に注目し、詐欺罪の歴史的发展の概観、詐欺罪の構成要件構造の「錯誤に基づく被害者の同意」「被害者利用の間接正犯」との対比、「欺罔」を保護法益と関係付ける理解の検討、並びに保護法益としての「財産」概念の検討を行ない、「財産的処分の自由の侵害」として「欺罔」を理解することで、詐欺罪の成立範囲の限定を試みた。

出席者（一二名）

（教員）足立友子、植松健一、梅田豊、奥谷健、永松正則、林弘正、向井貴子、三宅孝之

（院生・研究生）北岡大、佐藤崇、鈴木健太郎、米澤泰

第二回

五月三〇日

鈴木隆（法務研究科・労働法）

「公務員は必要か…規制緩和と制度改革の行方」

【報告要旨】二〇〇一年の中央省庁再編の次の行政改革の最重要課題とされる公務員制度改革は、改革案の検討開始から五年以上経過しても遅々として進まない状況にある。そんな中、いわゆる天下り規制を柱とした国家公務員法の改正案が今国会に上程されたが、法案成立後の実施に向けては多くの不安定材料が残されている。構造改革、規制緩和、グローバ

第三回

六月二七日

出席者（一三名）

（教員）足立友子、植松健一、奥谷健、鈴木隆、関耕平、永松正則、每熊浩

一
（院生・研究生）佐藤崇、左野恵理子、鈴木健太郎、野口一、野津一真、米澤泰

①豊水翔一郎（人文社会科学研究院院生・

国際法）
「国連平和維持活動（PKO）の基本原則の変容—neutralityからimpartialityへ—」

【報告要旨】国連平和維持活動（PKO）は紛争当事者に対し中立性を厳守し、自己防衛のための最小限の武器使用が認められている。これは1956年のスエズ動乱にさいして派遣された「国連緊急軍」（UNEF）の基本的性格を踏襲したものである。しかし、国際情勢がかわり、紛争の性質・PKOの請け負う任務内容が変化してきた今日、果たして効果的に活動するためにこれらの原則の考え方のままでよいのだろうか。このような問題意識から、PKOが派遣される紛争状況や任務の内容といった要素から「PKOが効果的に機能するために、どのような原則のもとで活動するべきか」といった論点を、国連内の議論、PKOの活動分析等を通じて明らかにした。

②野津一真（人文社会科学研究院院生・

憲法）

「取材源秘匿に含まれる『憲

法的価値』

【要旨】今日の報道機関においては、取材源を明かさないと条件に取材をすることは広く行われており、取材源秘匿は記者の職業倫理として守られ、社会的な慣行として確立している。その一方で、取材源秘匿は「公正な裁判の要請」の利益と衝突するため、証言を拒否し、取材源を秘匿する権利が認められるか否かが問題となる。報道の自由が国民の「知る権利」に奉仕するものとして表現の自由の保障に含まれることは、博多駅フィルム提出事件最高裁判決が示すとおりであるが、しかしながら、このような報道の自由を支える取材の自由及び取材源秘匿の自由については、その憲法上の法的性格は必ずしも明確とはいえない。事実、地裁レベルで取材源秘匿を認めないとする判断もなされており、取材源秘匿について憲法学の視点から構成し、これに権利性なり憲法的価値を付与することが必要である。このような問題意識から、メディア法制議論の活発な米国及びドイツ

の議論状況にも触れつつ、取材源秘匿権に関する学説・判例の判断枠組みを考察し、「憲法的価値」としての取材源秘匿権の再構築を試みた。

出席者（一二名）

（教員）足立友子、伊藤融、植松健一、江
測武彦、居石正和、永松正則
（院生・研究生）北岡大、鈴木健太郎、豊
水翔一郎、野口一、野津一真、米
澤泰

第四回

八月一日

永松正則（法経学科・行政法）

「憲法二九条が規定する『正当な補償』とはなにか」

【報告要旨】 損失補償論の議論のひとつに、『正当な補償』とは何を意味するのかがある。これについて、これまでの憲法学および行政法学では、相当補償説を

とる昭和二八年判決（農地改革事件）と完全補償説をとる昭和四八年判決（土地収用法事件）を対峙して解説し、多数説は「正当な補償」とは、完全補償説を意味すると説明してきた。他方で、平成一四年判決（土地収用法七一条事件）では、最高裁は、昭和二八年判決が確立した判例であるとして、相当補償説の立場に立つことを明らかにしている。このような学説状況を前提に、平成一四年以降の学説の状況をふまえながら、相当補償説と完全補償説が伝統的に議論されてきた程の距離のあるものではないことを明らかにすることで、憲法二九条の意味する「正当な補償」とは何かを再検討した。

出席者（二三名）

（教員）足立友子、植松健一、江測武彦、
遠藤昇三、奥谷健、永松正則
（院生・研究生）北岡大、佐藤崇、左野恵
理子、鈴木健太郎、福頼尚志、野
口一、米澤泰

一〇月三日

① 福頼尚志（人文社会科学研究所院生・

行政法）

「公的医療保険制度における
分権改革の批判的検証―並
行権限問題を中心に―」

【報告要旨】 日本の公的医療保険制度の運用において、国・都道府県・市町村はそれぞれに重要な役割を担っている。近年の地方分権改革はこの分野にどのような変化をもたらしたのだろうか。この問題を考察する手がかりとして、第一次分権改革において様々な事情から設定されることとなった並行権限（ある事務を執行する権限が国と自治体の両方に設定されているもの）に着目し、並行権限の概念をあらためて整理し類型化した上で、先行研究が軽視してきた領域に「分権」の視点から重要な問題が潜んでいることを指摘した。

② 米沢泰（人文社会科学研究所院生・民

事法）

「民法二二三条囲繞地通行権
と特定承継」

【報告要旨】 民法二二三条による囲繞地通行権は、土地の分割または一部譲渡があった場合に適用されるのであるが、この規定は分割または一部譲渡の当事者に限って適用されるのか、それともその当事者から袋地または囲繞地を譲り受けた特定承継人にも適用されるのであろうか。この点について、条文の明記がないことから必ずしも明らかであるとはいえない。そのため、判例・学説では民法二二三条が特定承継人に適用されるとする説、適用されないとする説、両説に存在する難点を回避しようとする説に見解が分かれることとなった。そういった中で、民法二二三条の規定が特定承継人に適用されるとする最高裁判決が出された（最判平成二年一月二〇日民集四四巻八号一〇

三七頁)。しかしながら、本判決の理論によつて導き出される結論は現実的にみて妥当でないと思われる。そこで、判例・学説を分析した上で、分割または一部譲渡により袋地または囲繞地につき特定承継人が生じた場合における囲繞地通行権紛争において、妥当な解決を図ることのできる術を検討した。

出席者（一三名）

（教員）足立友子、植松健一、江淵武彦、

遠藤昇三、奥谷健、永松正則

（院生・研究生）北岡大、佐藤崇、鈴木健

太郎、左野恵理子、野口一、福田

真紀子、米澤泰

第六回

一〇月三〇日

福田真紀子（人文社会科学研究所院生・

税財政法）

「従前の認定賞与と源泉徴収」

【報告要旨】法人が役員に対して金銭の支出又は経済的利益を供与した場合に、事後的に課税庁が役員賞与と認定する事があり、これは一般的に認定賞与と呼ばれてきた。ただし、平成一八年税制改正により役員賞与という文言が条文上無くなり、役員給与として一本化された。そのため、課税庁により従来賞与にあたるような臨時的な給与であると認定された場合を、従前の認定賞与と呼ぶ。このような従前の認定賞与に該当した場合に、法人から役員に給与の支払があつたとして、源泉徴収の対象となる。しかし、低額譲渡や債務免除のような経済的利益の供与が事後的に臨時的な給与と認定された場合、経済的利益の供与は給与の支払があつたといえるのが問題になると思われる。この点について、給与所得の意義と支払の捉え方を明らかにし、経済的利益の供与が給与所得に該当し、支払があつたといえるのかを検討した。また、従前の認定賞与においては、事後的に給

与の支払があつたと認定された時点に遡つて法人に源泉徴収義務を課されている。つまり、法人は給与を支払つたとの認識がなく天引きの余地がないにも関わらず、遡つて源泉徴収義務を負うのである。このような取扱いについても、源泉徴収制度の趣旨から妥当であるのか否かを検討した。

出席者（一〇名）

（教員）足立友子、植松健一、奥谷健、向

井貴子、永松正則

（院生・研究生）鈴木健太郎、佐藤崇、左

野恵理子、福田真紀子、米澤泰